

プレスリリース 令和4年8月12日(金)



【問い合わせ先】

島根県土木部技術管理課

担当者名 グループリーダー 森山

TEL 0852-22-5924

Email sekisan-system@pref.shimane.lg.jp

単品スライド条項の運用を変更します！

(工事請負契約書第26条第5項の運用変更)

最近の資材価格高騰状況に鑑み、このたび、島根県公共工事請負契約約款第26条第5項（以下、「単品スライド条項」という）の運用を、国土交通省に準拠し、以下のとおり変更します。

《これまでの運用》

- 1) 工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者提出）と「購入した月の物価資料（※1）の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更
- 2) 鋼材類で購入価格を証明する書類（納品書、請求書、領収書）が提出されない場合、単品スライド条項の対象外
- 3) 原則、スライド額の算定における「対象工事費・対象数量」は「最終的な全体工事費・契約数量」で行う。

※1 資材単価情報を掲載する「建設物価」、「積算資料」



《新たな運用》

- 1) 購入価格が適当な金額であることを証明する書類（※2）を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することが可能
- 2) 鋼橋上部工工事については、特有の商慣行（購入先と購入価格を公表しない旨を契約事項として設定）により「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば、「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することが可能
- 3) 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨る維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能

※2 購入を証明する書類とこれ以外で地域の市場取引価格が確認できる2社以上の見積

1. 施行日 令和4年8月15日
2. 対象工事 島根県農林水産部及び土木部（建築住宅課を除く）が所管する建設工事
かつ施行日以降で単品スライド条項によりスライド額請求を行う工事
（なお、令和4年6月17日以降で単品スライド条項によるスライド協議を開始している工事は、受発注者協議により対象とすることも可能）